

令和 5 年 4 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 4 月 28 日（金曜日） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

欠席 大山 竹子・河野 雄二

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 中山 敏章

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 13 号 農用地利用集積計画の変更について

議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）

議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）

議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 40 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について

議案第 41 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、こんにちは。

委員 こんにちは。

事務局 本日の定例総会は農業委員 17 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 4 月の行事实績と 5 月の行事予定を報告します。

(4 月の行事实績と 5 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、こんにちは。文部省唱歌に茶摘みと言う歌があります。その中で野にも山にも若葉が繁ると、今回小林市議会の方も新しい若葉が繁った様に思える所でございます。令和 5 年 4 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 12 号から第 13 号までの 4 件、議案が第 32 号から第 41 号までの 68 件合計 72 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
議事に入る前に今月の議事録署名を 12 番瀬戸山委員と 15 番下沖委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 12 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
下記のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定による通知はあったから報告する。

(報告第 12 号～報告第 13 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第32号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第32号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第32号1番朗読)

議長 ありがとうございます。

議長 それでは審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月の農地法3条・基盤法の事前審査を第2小委員会に付託されましたので4月19日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第32号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請について報告をします。
申請地を借受け、規模拡大を図るものです。期間は10年間です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第32号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

議長 続きまして議案第33号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第33号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第33号1番朗読、他12件省略)

議長 ありがとうございました。

議長 では、審査報告をお願いします。

(36番退出)

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第33号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の8番について報告をします。
8番、申請地を購入し規模拡大を図る。10aあたり41,732円と金額が低いですが場所が非常に悪いとのことでした。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
8番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

(36番入室)

議長 36 番に報告します。案件について許可することに決定しました。

議長 5 番

(5 番挙手)

5 番 1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 52,817 円。
2 番、知人からの贈与。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 46,685 円。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 189,000 円。
5 番、申請地を購入し利便性を図る、10a あたり 350,000 円。
6 番、妹からの贈与。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 115,273 円。
9 番、叔父からの贈与、新規に農業経営を行う。
すべて、委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻町区分の事前審査を小委員会に付託されましたので 4 月 21 日に 3、4、5 条の審査会を実施しました。その結果を報告します、
議案第 33 号野尻町区分について報告をします。
10 番、知人からの贈与。
11 番、申請地を購入し、新たに農業経営 10a あたり 59,809 円。
12 番、申請地を購入し、新たに農業経営 10a あたり 58,772 円。
13 番、知人からの贈与。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 33 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定します。
続きまして議案第 34 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）
附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局
の朗読をお願いします

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 34 号農業経営基盤強化促進法改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第
1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5
条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決
定する。

（議案第 34 号 1 番朗読、他 1 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（5 番挙手）

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 34 号農業経営基盤強化促進法等改正法（使用貸借）報告をします。
1 番、2 番、期間は 20 年間。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 34 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条
第 1 項の規定による決定について（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 35 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）
附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 35 号農業経営基盤強化促進法等第改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 35 号 1 番朗読、他 9 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(37 番退出)

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 野尻町区分です。
10 番、期間 3 年間、10a あたり 4,690 円。
問題ないと判断して計画とおり決定することにします。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
10 番に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(37 番入室)

議長 37 番に報告します。案件について許可することに決定しました。
続きまして他の案件について報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 35 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の報告をします。

1 番、10a あたり 9,740 円、9 年 10 ヶ月間、再設定。

2 番、10a あたり 5,107 円、6 年間、再設定。

3 番、10a あたり 5,010 円、6 年間、再設定。

4 番、10a あたり 10,000 円、5 年間、再設定。

5 番、10a あたり 10,000 円、5 年間、再設定。

6 番、10a あたり 10,000 円、5 年間、再設定。

7 番、10a あたり 7,321 円、3 年間、再設定。

8 番、10a あたり 7,000 円、6 年間、再設定。

9 番、10a あたり 5,115 円、4 年間、再設定。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。

議案第 35 号農業経営基盤強化促進法改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 36 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 36 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 36 号 1 番朗読、他 10 件）

議長 ありがとうございました。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 36 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。
2 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 34,223 円。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 153,846 円。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 142,094 円。
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 246,792 円。
9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
10 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 26,455 円。
11 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 202,669 円。
以上 11 件です。小委員会としてはこの案件は計画とおり決定することと判断しました。報告をおわります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 36 号農業経営基盤強化促進法等改正法（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 37 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 37 号農用地利用集積等促進計画について

下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画通り承認する。

（議案第37号朗読、すべて21件）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（17番、37番 請け人、貸し人が同じ方で同時退室）

議長 はい、3番。

3番 議案第37号野尻町個別案件です。
農用地利用集積等促進計画（案）ことから、審査会では、計画とおり承認することとします。報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第37号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので計画とおり承認します。

（17番、37番 で同時入室）

議長 17番、37番の案件は承認されました。
続きましてその他の案件について審査報告をお願いします。

（5番挙手）

議長 はい、5番。

5番 第37号小林分農用地利用集積等促進計画（案）については12件で60,653㎡
農地中間管理事業の議案の事から承認することに決定しました。報告終わります。

議長 ありがとうございます。

（3番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 野尻町区分です。農用地利用集積等促進計画（案）については、7 件、114,122 m²で農地中間管理事業の議案の事から承認することに決定しました。報告終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 37 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認されました。
議案第 38 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についての議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 38 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 38 号、朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番 挙手)

議長 はい、8 番

8 番 今月の、4 条、5 条非農地法を付託されました。4 月 20 日に会長のもと審査をしたので報告していきます。
議案第 38 号農地法第 4 条による許可申請書進達について、転用の理由は植林で、50 年間くらいの杉山で許可と判断しました。終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第38号農地法第4条の規定による許可申請書進達について賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第39号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第39号1番朗読、他4件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番

8番 議案第39号農地法第5条の所有権移転です。
1番、一般住宅、南西方芹川原、集落地で嵩上げが必要です。
2番、一般住宅、真方の北小林原、周りが住宅地です。
3番、一般住宅、水流迫の小林原、販売用自動車置き場で周りは住宅地です。
4番、植林で須木の奈佐木、現況が雑木林です。
合計4件、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

(3番 挙手)

議長 はい、3番。

3番 野尻町区分です。転用理由は、肉用鶏舎敷地です。所在が紙屋の立神原で紙屋から

抜ける道の途中の高台です。既存鶏舎にまたがって鶏舎の申請です。農用地は農業用施設用地です。委員会としては許可と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 39 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
議案第 40 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 40 号農地転用許可後の業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 40 号 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番 挙手)

議長 はい、8 番

8 番 議案第 40 号農地転用許可後の業計画変更申請書進達です。
平成 13 年 2 月に申請して許可が得ている土地。1,994 m²の内の 550 m²です。農家住宅と農機具置き場です。1 筆の中が 2 段になっています。低いところにも家を作る予定が台風時の多量の雨等で断念しました。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 40 号農地転用許可後の業計画変更申請書進達について
賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
議案第 41 号非農地証明願いを承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 41 号非農地証明願いを承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

（議案第 41 号 1 番朗読、他 3 件）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 41 号非農地証明願いについて
1 番、南西方平原、調査事項、原野。
2 番、南西方広庭、調査事項、原野。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 野尻町区分です。3 番、調査事項は山林。周りが竹林でした。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 41 号非農地証明願いを承認について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。

閉議 午後 16:30

令和 5 年 4 月 28 日 定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印